（非居住者に対する課税の方法等に関する経過措置）

第十三条　平成二十六年改正法附則第十一条第二項（非居住者に対する課税の方法等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧所得税法第百六十四条第一項（非居住者に対する課税の方法）及び第百六十五条（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定の適用については、旧令第二百八十九条から第二百九十二条まで（非居住者の有する支店その他事業を行なう一定の場所等）の規定は、なおその効力を有する。

（源泉徴収義務等に関する経過措置）

第十四条　平成二十六年改正法附則第十九条第三項（源泉徴収義務等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧所得税法第二百十四条第一項から第三項まで（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）の規定の適用については、旧令第三百三十条から第三百三十三条まで（非居住者が源泉徴収の免除を受けるための要件等）の規定は、なおその効力を有する。

（地価税法施行令の一部改正）

第十五条　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「第百六十一条第三号」を「第百六十一条第一項第七号」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令及び勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第十六条　次に掲げる政令の規定中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第七項」に改める。

一　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）第九条第一項ただし書

二　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第十五条の二

（産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令等の一部改正）

第十七条　次に掲げる政令の規定中「同法の施行地において事業（同法第百六十四条第一項第一号に規定する事業を行なう一定の場所を通じて行なう事業又は同項第二号若しくは第三号に規定する事業をいう。）を行なう」を「事業（同項第八号の四に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。）を行う」に改める。

一　産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令（昭和三十三年政令第三百三十七号）第一号

二　明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法に基づく外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令（昭和三十八年政令第二百七十五号）第一号

三　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に基づく債券の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令（昭和四十年政令第八十四号）第一号

（外貨公債の発行に関する法律に基づく外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令の一部改正）

第十八条　外貨公債の発行に関する法律に基づく外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令（昭和三十八年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「同法の施行地において事業（同法第百六十四条第一項第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて行う事業又は同項第二号若しくは第三号に規定する事業をいう。）を「事業（同項第八号の四に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。）」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第十九条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第百六十一条第十号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改め、「第二百九条第一項」の下に「、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十」を、「第百八十四条第二項」の下に「、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号」を加える。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十二号

法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百九十条」を「第百九十条の二」に、「附則」を「第四編　雑則（第二百十一条）
附則」に改める。

第一条中「連結法人」の下に「、「投資法人」、「特定目的会社」を加え、「「公社債投資信託」を削り、「第十八号の三から」の下に「第二十七号まで、第二十九号から」を、「、連結法人」の下に「、投資法人、特定目的会社」を加え、「、公社債投資信託」を削る。

第四条第二項第一号中「会社の」を「会社（投資法人を含む。以下この条において同じ。）の」に、「株式」を「株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下同じ。）」に改める。

第五条第一項第二号ホ中「次号及び第五号」を「次号ト及び第五号ト」に、「及び同法」を「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百四条（民間都市開発法の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号トにおいて同じ。）及び民間都市開発の推進に関する特別措置法」に改め、同項第三号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハからヘまでを同号ロからホまでとし、同号ト中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国立研究